

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠生会（以下「当法人」という。）の定款第21条の規程に基づき、「理事及び監事」（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬については、別表1のとおり支給する。

2 別表1の常勤の理事長は、職務として定款第25条に基づく理事長の日常業務に関する専決事項（定款細則第31条、別表2）に定める職務、その他、法人の経営方針、人事労務、財務、運営等の職務を行う者をいう。

(費用)

第3条 役員会議、監事監査等への出席に伴う交通費実費は、別紙1のとおり支給する。

2 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程による。

3 役員が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(支給日)

第4条 月額報酬の支給日は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

別表1 役員報酬等の支給額

役員種別	役員報酬支給額	交通費
常勤の理事長	月額 800,000 円	
非常勤の理事	理事会等の会議出席で 日額 10,000 円	実費 2,000 円
監事	理事会、監事監査等への出席で 日額 10,000 円	実費 2,000 円
法人の施設長または、職員で理事を兼務する者	支給しない。	

評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠生会（以下「当法人」という。）の定款第8条の規程に基づき、評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員報酬については、別表1のとおり支給する。

(費用)

第3条 評議員の会議の出席に伴う交通費実費は、別表1のとおりとする。

2 評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程による。

3 評議員が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

1 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

別表1 評議員報酬等の支給額

役員種別	役員報酬支給額	交通費実費
評議員	評議員会へ出席で 日額 10,000 円	2,000 円